

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	247号西知多道路長浦跨線橋鋼上部工事にかかる技術協力業務
業 務 概 要	<ul style="list-style-type: none"> ○設計の確認 一式 ○施工計画の作成 一式 ○全体工事費の算出 一式 ○関係機関との協議資料の作成支援 一式 ○設計調整協議 一式 ○報告書の作成 一式
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 佐藤 寿延 名古屋市中区三の丸2丁目5番1号
契 約 年 月 日	令和 5年10月10日
契 約 業 者 名	(株)横河ブリッジ 名古屋営業所
契 約 業 者 の 住 所	愛知県名古屋市中村区名駅2-45-7
契 約 金 額	5,115,000円(税込み)
予 定 価 格	5,115,000円(税込み)
随意契約によることとした理由	<p>本業務は、247号西知多道路長浦跨線橋鋼上部工事にかかる技術協力設計業務である。</p> <p>株式会社横河ブリッジは、建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領及びプロポーザル方式による建設コンサルタント等の特定手続きにより技術提案書を審査した結果、本業務を遂行するために必要な技術力を備えていると判断される。</p> <p>特定にあたっては、本業務を遂行するために必要な「技術協力業務に関する提案」、「鉄道上における曲線橋の施工時間短縮に有効な工法等の提案能力」、「橋梁架設計画を踏まえた現道及び鉄道上で安全に施工するための対策等の提案能力」において総合的に最も優れた提案が行われていたものである。</p> <p>以上のことから、本業務を遂行するためには、株式会社横河ブリッジが唯一の契約相手と判断したものである。</p> <p>よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令102条の4第3号により、株式会社横河ブリッジと随意契約を締結するものである。</p>
業 務 場 所	愛知県知多市日長寒空
業 種 区 分	土木関係建設コンサルタント業務
履 行 期 間 (自)	令和 5年10月11日
履 行 期 間 (至)	令和 6年10月31日
備 考	